

平 3 0 介 保 第 3 4 2 5 号

平 成 3 0 年 8 月 2 7 日

各指定居宅介護支援事業所管理者 様

秋田市福祉保健部介護保険課長

( 公 印 省 略 )

### 特定事業所集中減算における正当な理由の範囲について

指定居宅介護支援の提供に当たっては、「特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない」(基準条例第2条第3項)とされており、正当な理由なく、特定の事業所へのサービスの偏りが一定の割合を超える場合には減算が適用されます。

平成30年4月の介護報酬改定により特定事業所集中減算の取扱いが一部変更になったことに伴い、本市における「正当な理由の範囲」を下記のとおり定めましたので通知します。

#### 記

#### 1 正当な理由の範囲

- (1) 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- (2) 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域にかかわらず、実際の居宅介護支援の利用者の90%以上が特定の地域に集中していて、その特定の地域について、訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合  
「特定の地域」とは、次に掲げる地域のいずれかに該当するものとする。
  - ア 秋田市全域
  - イ 秋田市介護保険事業計画における日常生活圏域
- (3) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- (4) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- (5) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

(6) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者  
に集中していると認められる場合

(7) その他正当な理由と市長が認めた場合

## 2 留意事項

(1) 正当な理由(1)について、「特定の地域」は単一の地域である必要はない。例えば、  
居宅介護支援の利用者の90%以上がA地域とB地域に集中していて、A地域とB地  
域を合わせても5事業所未満である場合も正当な理由に該当する。

(2) 正当な理由(1)(2)の事業所数について、「介護サービス情報の公表」の公表対象  
となっていない「みなし指定事業所」は除外する。

(3) 正当な理由(6)に該当する場合は、利用者から、サービスの質が高いことを理由に  
当該サービスを利用したい旨の理由書(様式2)の提出を受けること。

(4) 正当な理由(1)～(6)に該当しないが別に正当な理由がある場合は、当該事業所  
に集中するに至った理由を客観的に示してください。本市において「その他正当な理由」  
に該当するかどうかを個別に判断します。

(5) 1については、平成30年度前期(30年4月1日から8月31日まで)において作  
成された居宅サービス計画の判定から適用する。

担当 秋田市福祉保健部介護保険課  
企画・給付担当